

## 人間環境大学人間環境学部卒業論文に関する取扱規程

第1条 この規程は、人間環境学部の卒業論文（以下「論文」という）について必要な事項を定める。

第2条 論文題目は、本学所定の用紙により、定めた期日までに届け出るものとする。届け出の期日は毎年の学年暦で定める。

第3条 論文は、本学所定の表紙に論文提出票を貼付して提出するものとする。

第4条 論文は、原則として日本語によるワープロ印書とし、A4判用紙に12,000字程度（400字原稿用紙に換算して30枚程度で図表を含む）とする。なお、使用言語を外国語とする場合は、指導教員の指導に従うものとする。

第5条 論文には、A4判用紙1枚の要約文（SUMMARY）を添付するものとする。要約文の字数は論文の字数に含まれない。

第6条 論文作成のためのグループ研究を認める。ただし、論文の執筆は個人で行い、共著は認めない。

第7条 論文の執筆要領は、各専門分野の一般的要領に基づき、各指導教員が指導する。

第8条 論文の指導教員は、原則として学科の演習担当教員とする。

第9条 論文は、3部（正1部・副2部）を提出するものとする。

第10条 論文の提出日時は1月初旬とし、毎年の学年暦で定める。提出場所は教務課とする。この提出日時に遅れた場合は、理由の如何を問わず受理しない。

第11条 論文審査は、主査を指導教員とし、副査を1名以上とする。論文審査については、口頭試問を経て、主査が副査の意見を参考に最終的な評価を行う。

第12条 口頭試問の日時は毎年の学年暦で定める。

第13条 論文は、正本1部を学生に返却する。

2 論文は副本1部を人間環境大学附属図書館で2年間保存し、一般閲覧に供する。

第14条 上記に定めるもののほか、必要な事項は各専攻ごとに定める。

第15条 この規程の改廃は、人間環境学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は平成14年6月6日から施行する。

附則 この規程は平成14年10月31日から施行する。

附則 この規程は平成15年3月1日から施行する。

附則 この規程は平成21年10月14日から施行する。

附則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成28年9月14日から施行する。

附則 1. この規程は平成29年4月1日から施行する。

2. 平成28年度以前の入学生については改正後の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。